



くらしの情報

information

募集

市町村対抗競技大会参加者募集

町では、9月開催の「市町村対抗福島県軟式野球大会」と10月開催の「市町村対抗福島県ソフトボール大会」、11月開催の「市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会（ふくしま駅伝）」の候補選手を町民から広く募集いたします。興味のある方は公民館までお問い合わせください。

問い合わせ先

公民館 ☎62-2031



お知らせ

「第68回社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月を強調月間として、保護司が中心メンバーとなり青少年非行防止等のPR活動を行っています。

犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場も地域社会です。罪を犯した人たちが非行をした少年たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が必要となります。今後展開される、社会を明るくする運動の普及啓発活動に町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

福祉こども課 ☎62-22210

第3回町内一斉環境美化活動実施のお知らせ

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第3回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、町民の皆さまのご協力をお願いします。

日時

8月5日(日) 小雨決行
清掃時間 午前6時～7時

内容

町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地及び各家庭周辺等の一斉清掃を行います。

燃えるごみ・粗大ごみ・空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

問い合わせ先

健康環境課 ☎62-2115

危ない！「乗り入れブロック」は置かないで

住宅や店舗の出入口の前の道路上に「乗り入れブロック」

生垣を管理されている方は、計画的な剪定をお願いします。

問い合わせ先

都市建設課 ☎62-2116



就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施について

中学校卒業程度認定試験とは、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予、又は免除された子等について、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験で、合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

受験案内配布期間

7月9日(月)～9月7日(金)

出願期間

8月20日(月)～9月7日(金)

出願先

文部科学省

試験日

10月25日(木)

問い合わせ先

教育課 ☎62-13459

第三者委員会調査報告書について

第一小学校において行われた児童への不適切な指導に係る第三者委員会より、調査報告書が提出されました。調査報告書(概要)は、町ホームページで公表しています。

問い合わせ先

教育課 ☎62-13459

水道メーター検針のお知らせ

奇数月の13日～17日に水道メーター検針を実施します。メーターボックス周辺の整理等ご協力をお願いします。なお、6月～7月分の水道メーター検針については7月13日(金)～17日(火)に実施します。

問い合わせ先

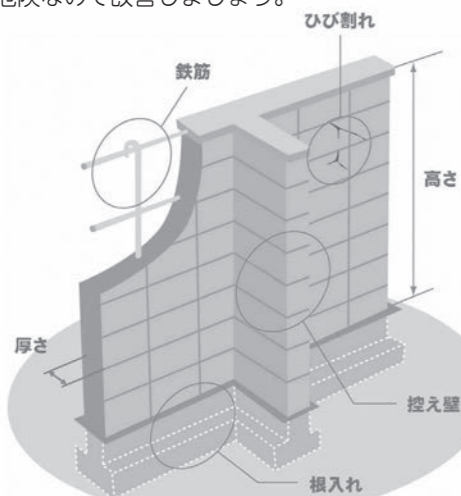
上下水道課 ☎62-2348



水道メーター

ブロック塀の安全性をチェックしましょう！

大阪府北部地震による塀の被害を受け、国土交通省が「建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイント」を作成しました。塀を所有されている方は、このチェックポイントを用いて安全点検を行い、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。



- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
・厚さは 10cm 以上か (高さが 2m～2.2m の場合は 15cm 以上)
 - 3. 控え壁はあるか (塀の高さが 1.2m 超の場合)
・長さが 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか
 - 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか
 - 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか
 - 6. 塀に鉄筋は入っているか
・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が縦横とも 80cm 間隔以下で配筋
・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か (高さが 1.2m 超の場合)
- ※出典 パンフレット「地震からわが家を守ろう」(一部改)

●問い合わせ先 福島県中建設事務所 建築住宅課 ☎024-935-1462

あなたの家は、大丈夫ですか？

町では、昭和 56 年以前の旧建築基準で建てられた建築物の耐震診断及び補強計画の策定と、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の、耐震改修に対する支援を実施しています。

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

次の要件にすべて該当する木造住宅に耐震診断者を派遣し、耐震診断と補強計画の策定を行います。

●対象住宅

- ①町内の木造住宅
- ②所有者が自ら居住する住宅
- ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅
- ④木造3階建て以下の住宅
- ⑤過去に町耐震診断事業を利用していない住宅

●費用負担について 1診断につき一律 8,000円

●申込期限 8月31日

●申込方法

都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

2 木造住宅耐震改修助成事業

次の要件にすべて該当する木造住宅の耐震改修工事に対し、工事内容に応じて助成を行います。

●対象住宅

- ①～④は左記派遣事業と同じ
- ⑤木造住宅耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅
- ⑥建築基準法に違反していない住宅

●助成対象となる工事(補助額)

- ①一般耐震改修工事(1/2:上限100万円)
- ②簡易耐震改修工事(1/2:上限60万円)
- ③部分耐震改修工事(1/2:上限60万円)

●申込期限 8月31日

●申込方法 左記派遣事業と同じ

※申請前に契約・着手した場合は対象となりません。